

パブリック・コメント用

第3期三島市障害者計画

(素案)

～みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま～

(平成24年度～28年度)

平成23年12月

三島市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1 人口構造.....	4
2 障害者手帳所持者の状況.....	5
3 障害福祉サービスの利用状況.....	12
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念.....	16
2 基本方針.....	17
3 施策の体系.....	18
第4章 障害者計画の展開	21
1 生活支援システム（保健・医療・福祉サービスの充実）.....	21
（1）保健サービスの充実.....	21
（2）医療サービスの充実.....	24
（3）福祉サービスの充実.....	26
2 社会参加システム（学・職・遊の環境整備）.....	32
（1）療育・教育の充実.....	32
（2）雇用・就労の促進.....	37
（3）余暇活動の充実.....	40
3 福祉のまちづくりシステム（生活環境の整備）.....	43
（1）住宅・建築物のバリアフリー化の推進.....	43
（2）オープンスペースの整備.....	46
（3）移動・交通手段の整備.....	49
（4）防災・防犯体制の充実.....	50

4	ハートづくりシステム（相互理解と交流促進）	53
	（1）福祉教育の推進	53
	（2）ボランティア活動の支援	55
	（3）啓発活動の推進	56
	（4）相互交流の促進	58
5	計画推進システム（推進体制の整備）	60
	（1）組織・体制の整備	60
	（2）人材の養成	62
	（3）情報提供体制の整備	65
第5章	障害者計画の推進のために	66
1	住民、民間事業所、地域、行政の協働	66
2	全庁的な推進体制の整備	66
3	計画の管理	66
4	スマートウェルネスシティ構想との連携	66

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市は、平成18年度(2006年度)に平成23年度(2011年度)までを計画期間とする「第2期三島市障害者計画」を策定し、平成18年度(2006年度)から施行された障害者自立支援法への対応を図るとともに、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。この間、平成20年度(2008年度)には、障害者自立支援法に基づく「第2期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

国は平成17年(2005年)4月に「発達障害者支援法」を施行し、発達障がいのある人への総合的な支援の流れを明確化し、平成18年(2006年)4月「障害者の雇用の促進等に関する法律」(平成21年(2009年)4月一部改正)を改正し、障がいのある人の就労・雇用対策の強化を図っています。

一方、「障害者自立支援法」の施行により障がいのある人への一部自己負担が大きくなり、反発も出たことから、平成21年(2009年)9月、連立政権合意における「障害者自立支援法」の廃止の方針が示され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定が予定されています。平成22年(2010年)12月には、「障害者自立支援法」が改正され、応能負担への変更や発達障がいのある人も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われています。

また、平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備を図るため、平成22年(2010年)1月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成23年(2011年)6月に「障害者虐待防止法」、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、現在、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定、障がいのある人を差別することを禁止する法律の制定に向けた検討が進められています。

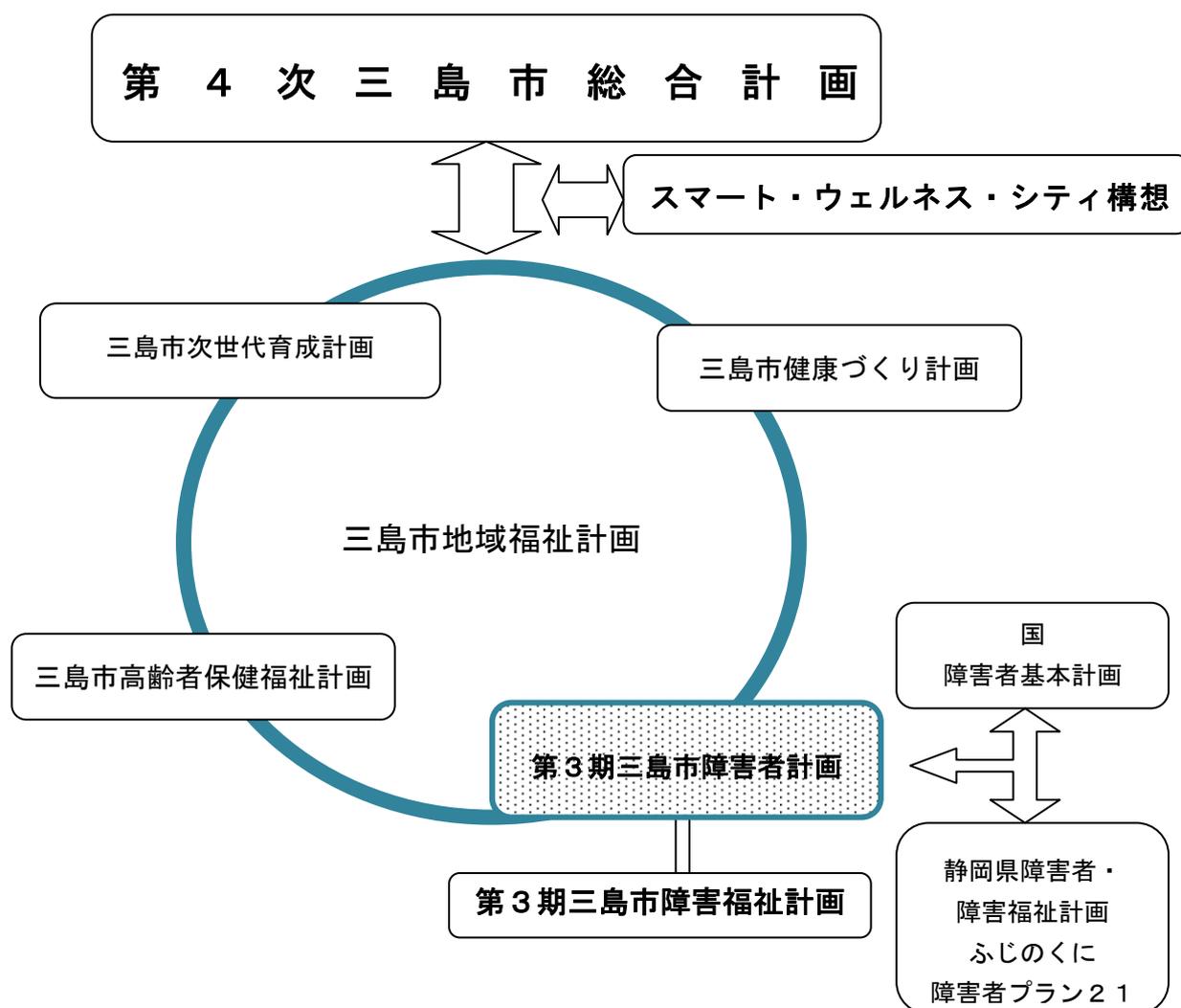
このような状況に対応するため、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第3期三島市障害者計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び「静岡県障害者計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は「第 4 次三島市総合計画」に即したものとすのほか、本市の関連計画である「三島市地域福祉計画」「三島市高齢者保健福祉計画」「三島市次世代育成計画」「三島市健康づくり計画」などの各種計画との整合性をもったものとします。

【 「三島市障害者計画」と他の計画との関係 】

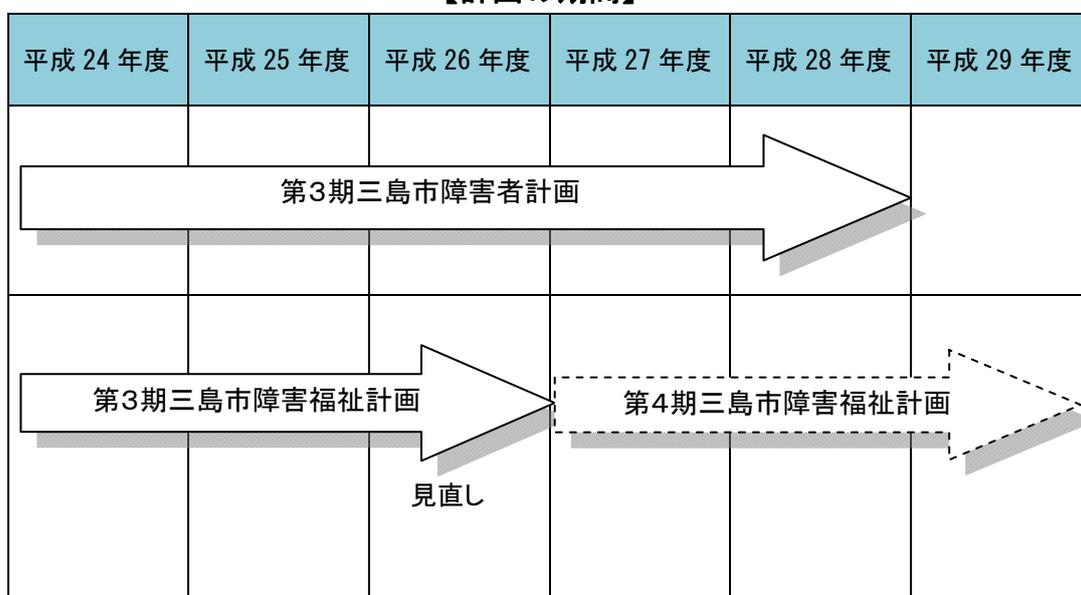


3 計画の期間

「第3期三島市障害者計画」は、『障害者基本法』に基づき、本市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間を計画期間とします。

「第3期三島市障害福祉計画」は、『障害者自立支援法』に基づき、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)までの3年間を計画期間とし、平成26年度(2014年度)に必要な見直しを行い、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの3年間を第4期とします。

【計画の期間】



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口構造

本市の総人口は、平成22年度(2010年度)末現在で113,124人となっています。年少人口は平成18年度(2006年度)13.9%でしたが、平成22年度(2010年度)は13.4%、高齢者人口は20.0%が22.7%となり、少子高齢化が進んでいます。

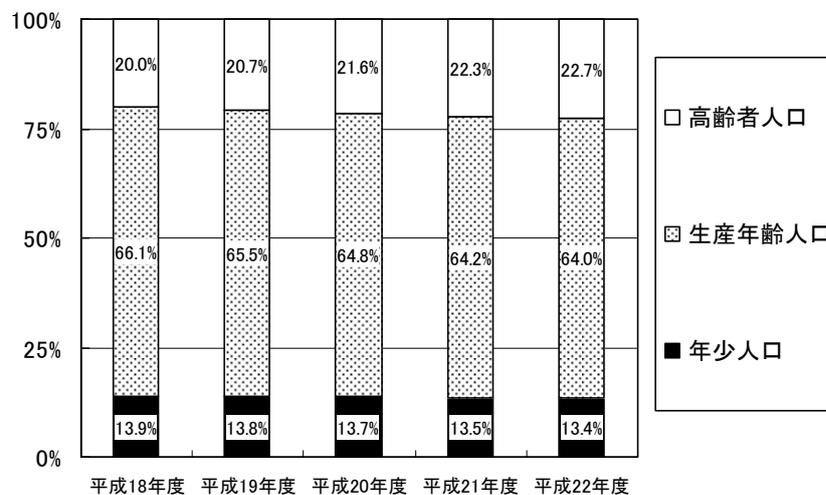
【総人口・年齢3区分の推移】

単位：人、()内は総人口に対する比率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口	113,883 (100%)	114,001 (100%)	113,700 (100%)	113,268 (100%)	113,124 (100%)
年少人口 0～14歳	15,863 (13.9%)	15,711 (13.8%)	15,527 (13.7%)	15,304 (13.5%)	15,196 (13.4%)
生産年齢人口 15～64歳	75,294 (66.1%)	74,657 (65.5%)	73,656 (64.8%)	72,739 (64.2%)	72,293 (64.0%)
高齢者人口 65歳以上	22,726 (20.0%)	23,633 (20.7%)	24,517 (21.6%)	25,225 (22.3%)	25,635 (22.7%)
外国人登録	1,461 (1.3%)	1,461 (1.3%)	1,479 (1.3%)	1,365 (1.2%)	1,351 (1.2%)

(各年度末現在：住民基本台帳＋外国人登録)

【総人口・年齢3区分の推移グラフ】



2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

平成 22 年度（2010 年度）末現在の身体障害者手帳所持者数は 3,227 人で、総人口に対して 2.9%、療育手帳所持者数は 691 人で総人口に対して 0.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 315 人で 0.3%となっています。

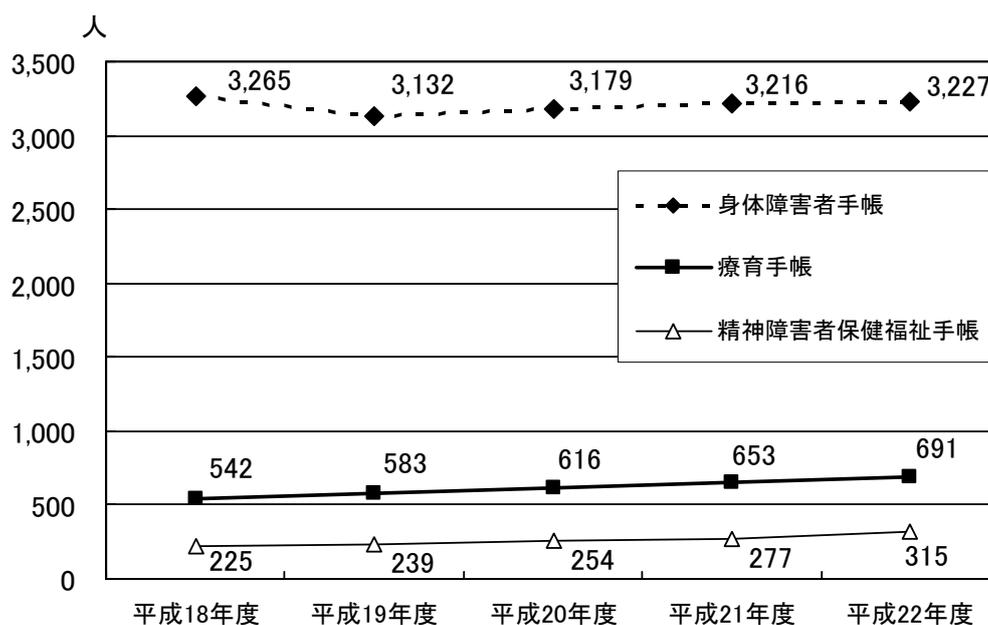
【障害者手帳所持者数の推移】

単位：人、（ ）内は総人口に対する比率

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総人口(外国人含む)	113,883 (100%)	114,001 (100%)	113,700 (100%)	113,268 (100%)	113,124 (100%)
身体障害者手帳 所持者数	3,265 (2.9%)	3,132 (2.7%)	3,179 (2.8%)	3,216 (2.8%)	3,227 (2.9%)
療育手帳所持者数	542 (0.5%)	583 (0.5%)	616 (0.5%)	653 (0.6%)	691 (0.6%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	225 (0.2%)	239 (0.2%)	254 (0.2%)	277 (0.2%)	315 (0.3%)
手帳所持者総数	4,032 (3.5%)	3,954 (3.5%)	4,049 (3.6%)	4,146 (3.7%)	4,233 (3.7%)

(各年度末現在)

【障害者手帳所持者数の推移グラフ】



(2) 障害者手帳所持者の年齢構成

平成 22 年度(2010 年度)末現在における年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者で 65 歳以上は 9.7%、療育手帳所持者で 0 歳～17 歳は 1.3%となっています。

【障害者手帳所持者の年齢構成】

単位：人、() 内は総人口に対する比率

	0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上	計
総人口(外国人含む)	16,857 (100%)	75,310 (100%)	21,743 (100%)	113,124 (100%)
身体障害者手帳 所持者数	72 (0.4%)	1,047 (1.4%)	2,108 (9.7%)	3,227 (2.9%)
療育手帳所持者数	213 (1.3%)	457 (0.6%)	21 (0.1%)	691 (0.6%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	6 (0.0%)	265 (0.4%)	44 (0.2%)	315 (0.3%)
手帳所持者総数	291 (1.7%)	1,769 (2.3%)	2,173 (10.0%)	4,233 (3.7%)

(平成 22 年度〈2010 年度〉末現在)

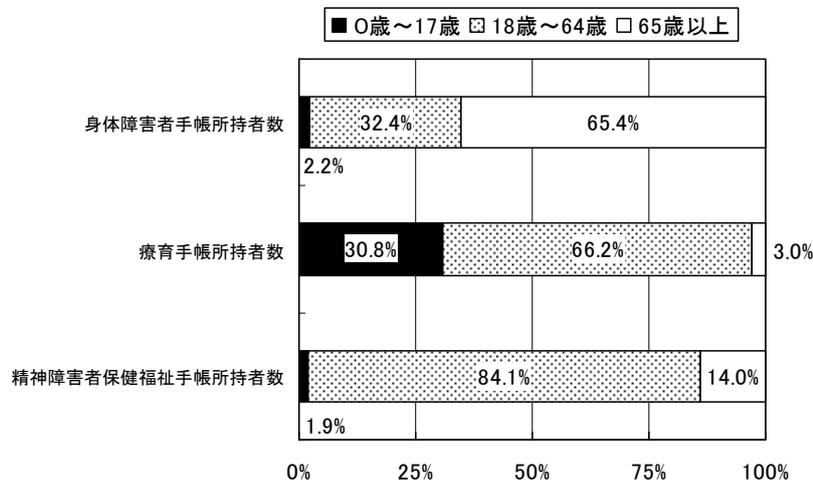
【障害者手帳の種類別年齢構成】

単位：人、() 内は所持者数に対する比率

	0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上	計
身体障害者手帳 所持者数	72 (2.2%)	1,047 (32.4%)	2,108 (65.4%)	3,227 (100%)
療育手帳所持者数	213 (30.8%)	457 (66.2%)	21 (3.0%)	691 (100%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	6 (1.9%)	265 (84.1%)	44 (14.0%)	315 (100%)
手帳所持者総数	291 (6.9%)	1,769 (41.8%)	2,173 (51.3%)	4,233 (100%)

(平成 22 年度〈2010 年度〉末現在)

【障害者手帳の種類別年齢構成グラフ】



(3) 障がいの種類・等級別身体障がい者数

平成22年度(2010年度)末現在における本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっており、1級2級の重度者は全体の54.0%、3級4級の中度者は全体の34.4%、5級6級の軽度者は11.6%となっています。

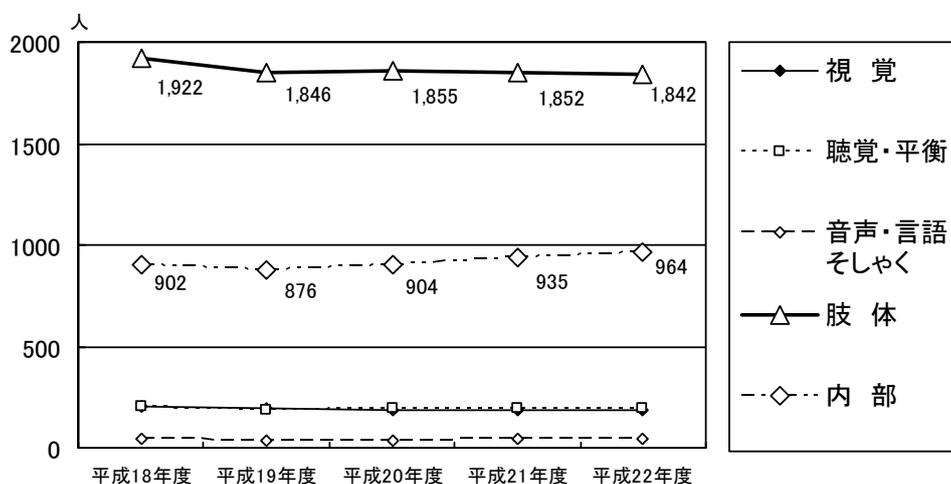
【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚	202	197	184	187	186
聴覚・平衡	200	190	197	199	195
音声・言語・そしゃく	40	33	39	43	40
肢体	1,922	1,846	1,855	1,852	1,842
内部	902	876	904	935	964
計	3,266	3,132	3,179	3,216	3,227

(各年度末現在)

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移グラフ】



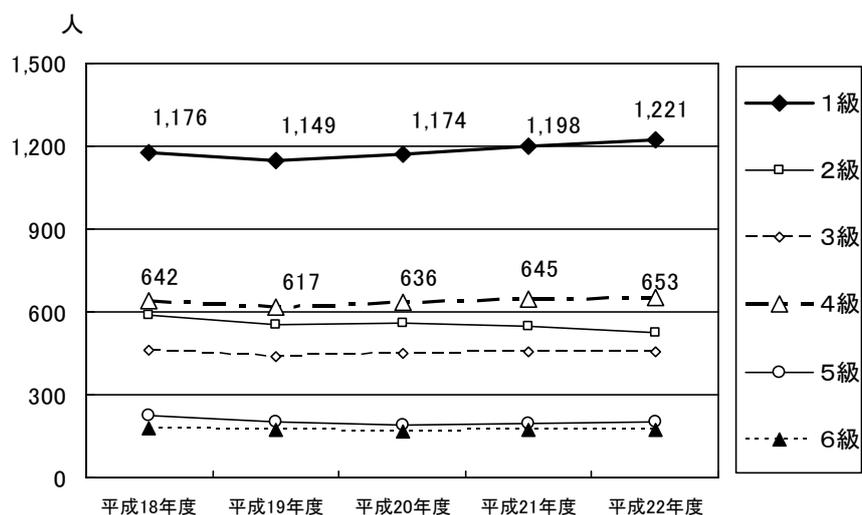
【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1級	1,176	1,149	1,174	1,198	1,221
2級	586	556	558	549	525
3級	461	438	452	455	455
4級	642	617	636	645	653
5級	224	201	191	198	200
6級	176	171	168	171	173
計	3,265	3,132	3,179	3,216	3,227

(各年度末現在)

【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移グラフ】



(4) 等級別の知的障がい者数

平成 22 年度(2010 年度)末現在における本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、A の最重度・重度者は全体の 42.9%、B の中度・軽度者は 57.1% となっています。

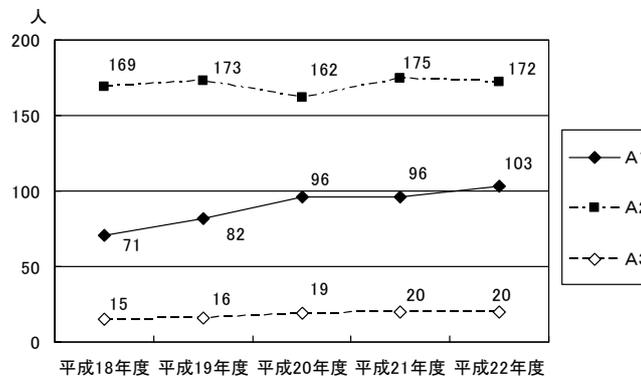
【等級別の療育手帳所持者数の推移】

単位：人

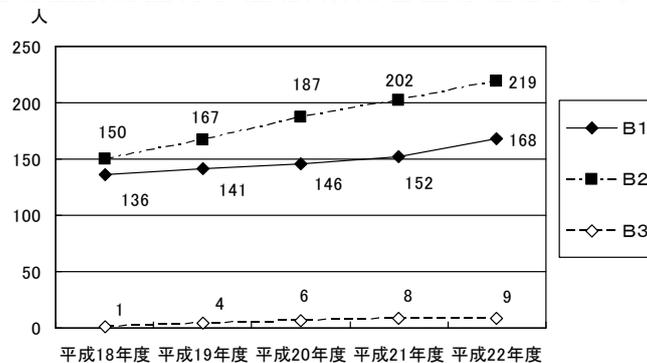
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A1	71	82	96	96	103
A2	169	173	162	175	172
A3	15	16	19	20	20
B1	136	141	146	152	168
B2	150	167	187	202	219
B3	1	4	6	8	9
計	542	583	616	653	691

(各年度末現在)

【等級別の療育手帳(A)所持者数の推移グラフ】



【等級別の療育手帳(B)所持者数の推移グラフ】



(5) 等級別の精神障がい者数

平成22年度(2010年度)末現在における本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、1級は全体の11.2%、2級は64.2%、3級は24.6%となっています。

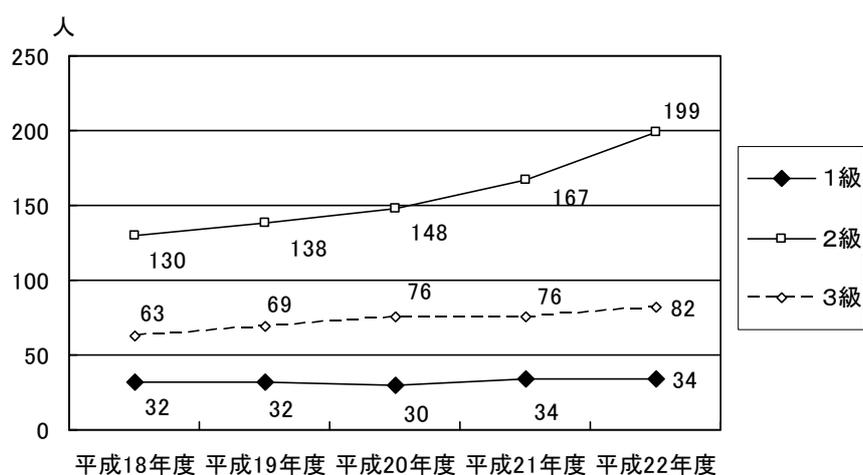
【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	32	32	30	34	34
2級	130	138	148	167	199
3級	63	69	76	76	82
計	225	239	254	277	315

(各年度末現在)

【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移グラフ】



(6) 自立支援医療（精神通院）の受給者数

平成 22 年度（2010 年度）末現在における本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、705 人となっています。

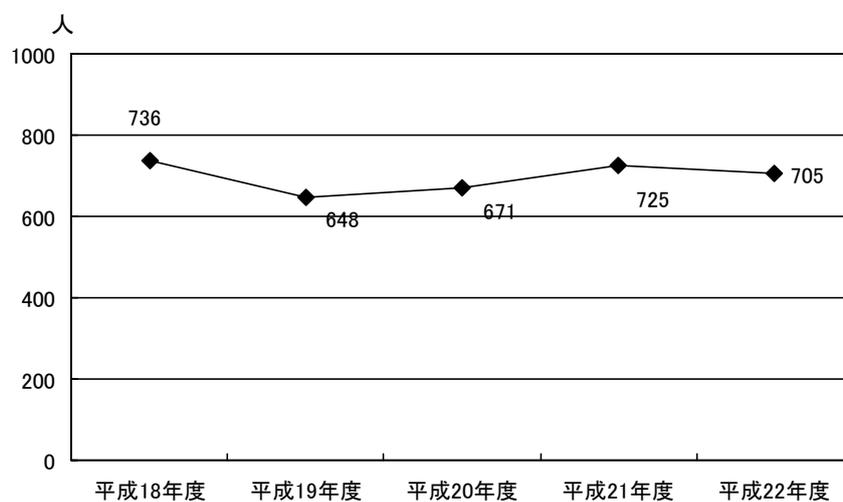
【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移】

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受給者数	736	648	671	725	705

(各年度末現在)

【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移グラフ】



3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスの利用者数

障がいのある人が、在宅で訪問を受けたり、施設に短期間入所するなどして利用するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

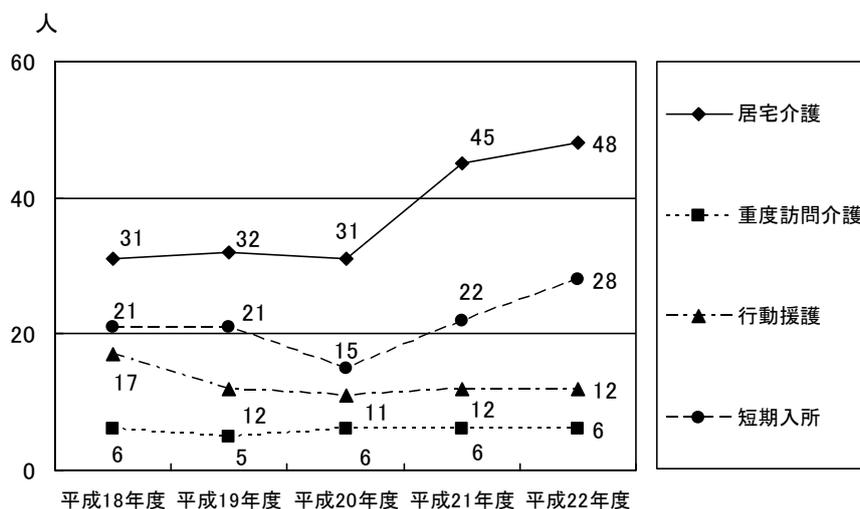
【訪問系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護	31	32	31	45	48
重度訪問介護	6	5	6	6	6
行動援護	17	12	11	12	12
短期入所	21	21	15	22	28
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0

(各年度末現在)

【訪問系サービスの利用者数の推移グラフ】



(2) 日中活動系サービスの利用者数

施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

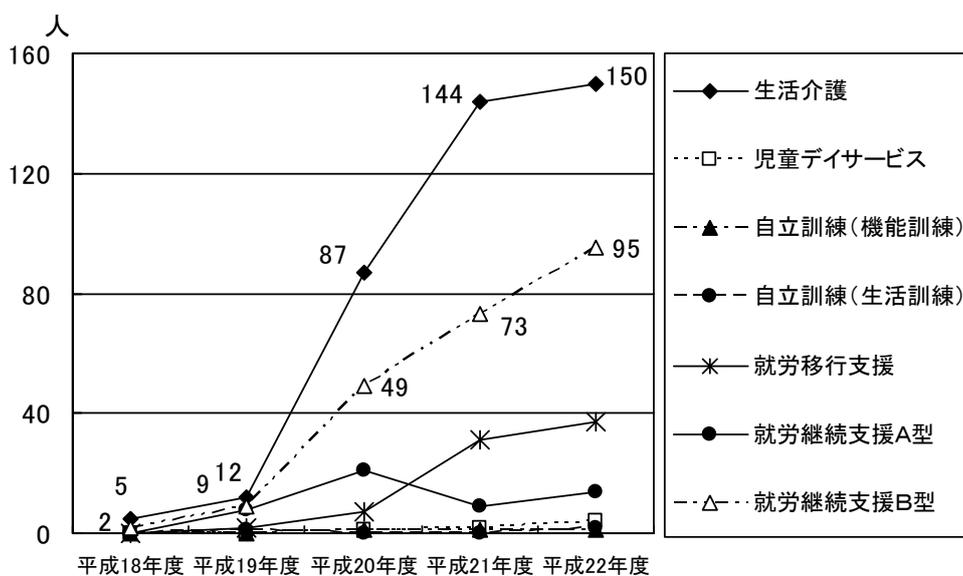
【日中活動系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
療養介護	0	0	0	0	0
生活介護	5	12	87	144	150
児童デイサービス	0	0	1	2	4
自立訓練 (機能訓練)	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	0	1	0	0	2
就労移行支援	0	2	7	31	37
就労継続支援A型	0	8	21	9	14
就労継続支援B型	2	9	49	73	95

(各年度末現在)

【日中活動系サービスの利用者数の推移グラフ】



(3) 居住系サービスの利用者数

施設などを住まいの場として提供するサービスを行います。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

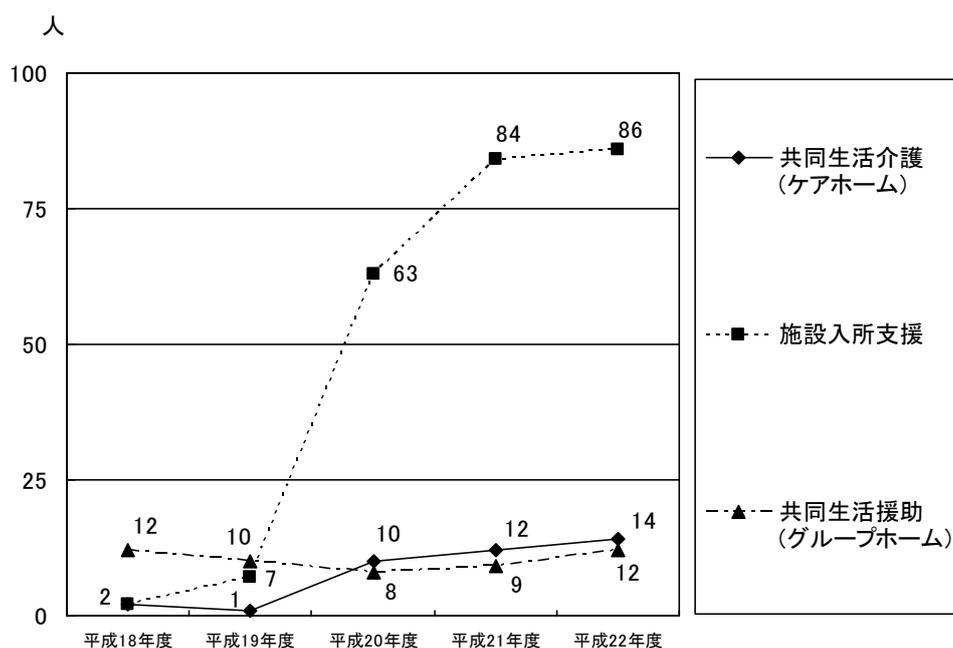
【居住系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	2	1	10	12	14
施設入所支援	2	7	63	84	86
共同生活援助 (グループホーム)	12	10	8	9	12

(各年度末現在)

【居住系サービスの利用者数の推移グラフ】



共同生活介護（ケアホーム）：主として夜間に、地域で共同生活を行う住居で、入浴や排泄、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

共同生活援助（グループホーム）：主として夜間に、地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。

(4) 旧法施設支援サービスの利用者数

旧体系の施設で昼間の活動を支援したり、住まいの場としてのサービスを行います。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

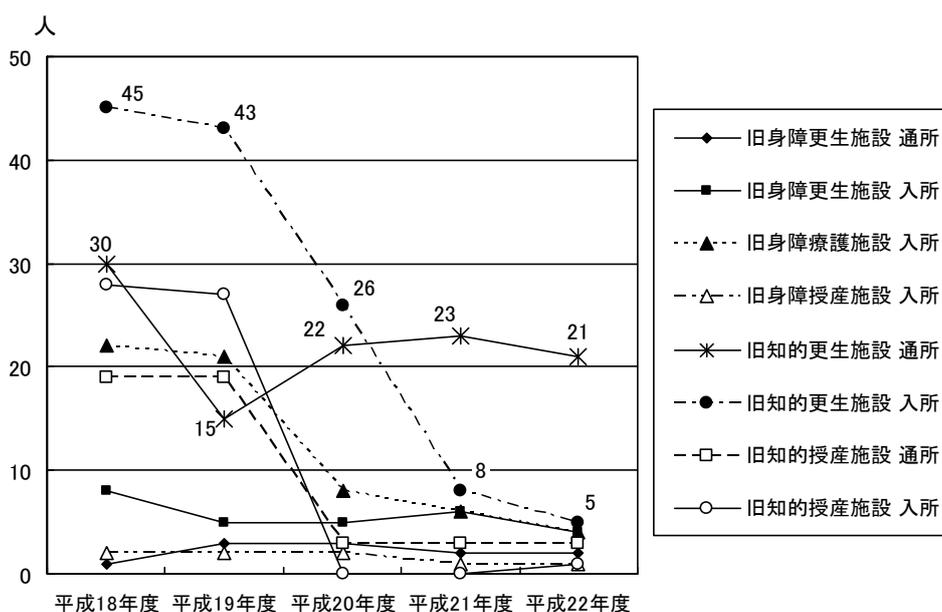
【旧法施設支援サービスの利用者数の推移】

単位：人

サービスの種類		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
旧身障更生施設	通所	1	3	3	2	2
	入所	8	5	5	6	4
旧身障療護施設	通所	0	0	0	0	0
	入所	22	21	8	6	4
旧身障授産施設	通所	0	0	0	0	0
	入所	2	2	2	1	1
旧知的更生施設	通所	30	15	22	23	21
	入所	45	43	26	8	5
旧知的授産施設	通所	19	19	3	3	3
	入所	28	27	0	0	1
旧知的通勤寮		0	0	0	0	0

(各年度末現在)

旧法施設支援サービスの利用者数の推移グラフ】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

私たちの住む地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人などさまざまな人が一緒に生活しています。誰もが住み慣れた地域ですべての人々と安心して暮らせる社会を築くためには、障がいのある人の生活においても、主体性をもって社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。

本市では、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、もてる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活することを目指す「リハビリテーション」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

また「第4次三島市総合計画」に示す「健康・福祉を育むまちづくり」を推進するため、「障がいのある人を支える環境の充実」を目指し、「第3期三島市障害者計画・第3期三島市障害福祉計画」の基本理念を前期の計画から継承し“みんなでつくり みんなであゆむ福祉のまち みしま”とします。

【基本理念】

「みんなでつくり みんなであゆむ

福祉のまち みしま」

2 基本方針

(1) 生活支援システム(保健・医療・福祉サービスの充実)

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、個々の異なる多様なニーズを的確に把握し、障がいのある人のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行います。

(2) 社会参加システム(学・職・遊の環境整備)

地域における自立や社会参加しやすい社会の実現に向けて、雇用の促進や障害福祉サービス事業所への支援、公共職業安定所や事業者の協力、関係機関との連携などにより、就学、就業の促進を図るとともに、障がいのある人がスポーツ、レクリエーション、文化活動などをおして、積極的に社会とかがわる機会を増やしていきます。

(3) 福祉のまちづくりシステム(生活環境の整備)

市の各分野における施策推進の各段階において、共生社会の実現を図るという視点を持ちながら、さらに障がいのある人の視点に立った福祉のまちづくりを推進していきます。

そして、障がいのある人が安全かつ安心して利用できるように、公共施設やオープンスペースなどのバリアフリーを進めます。

また、防災・防犯体制の充実を図るなど、より快適な生活環境を実現し、人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に進めます。

(4) ハートづくりシステム(相互理解と交流促進)

すべての市民の人権を尊重する福祉社会を実現するために、障がいのある人はもとより、家族、ボランティアなどの多くの市民との協働で、地域福祉社会を形成していきます。

また、障がいのある人に対する市民の理解を得るために、啓発活動をさらに進め、理解を深めていきます。

(5) 計画推進システム(推進体制の整備)

障害者自立支援法の廃止や障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けての国の動向や、障がいのある人などのニーズの変化、財政事情の動向など、社会環境の変化に応じて弾力的な運用に努めていきます。

3 施策の体系

		ページ		
1. 生活支援システム (保健・医療・福祉サービスの充実)	(1) 保健サービスの充実	①保健事業の充実	21	
		②健康づくりの推進	23	
	(2) 医療サービスの充実	①医療体制の充実	24	
	(3) 福祉サービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	26	
		②相談支援体制の充実	27	
		③生活支援の推進	29	
		④施設サービスの充実	31	
	2. 社会参加システム (学・職・遊の環境整備)	(1) 療育・教育の充実	①療育・保育体制の充実	32
			②就学指導の充実	33
			③小・中学校における特別支援教育の充実	35
(2) 雇用の促進・就労		①就労支援体制の充実	37	
		②福祉的就労の推進	38	
		③就労の継続・安定の支援	39	
(3) 余暇活動の充実		①スポーツ・レクリエーション活動の充実	40	
		②文化活動の推進	41	
		③生涯学習活動の充実	42	

		ページ		
3. 福祉のまちづくりシステム (生活環境の整備)	(1) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①官公庁施設・公共的施設のバリアフリー化	43	
		②住宅施策の推進	45	
	(2) オープンスペースの整備	①歩行空間の整備	46	
		②公園・水辺空間の整備	48	
	(3) 移動・交通手段の整備	①移動・交通手段の整備	49	
	(4) 防災・防犯体制の充実	①防災体制の整備・意識の向上	50	
		②防犯体制の整備・意識の向上	52	
	4. ハートづくりシステム (相互理解と交流促進)	(1) 福祉教育の推進	①学校教育の推進	53
			②地域教育・家庭教育の推進	54
		(2) ボランティア活動の支援	①ボランティア活動の支援	55
		(3) 啓発活動の推進	①体験型啓発活動の推進	56
			②継続的な啓発活動の推進	57
(4) 相互交流の促進		①自立意識の向上	58	
		②団体や団体間交流への支援	59	

		ページ	
5. 計画推進システム (推進体制の整備)	(1) 組織・体制 の整備	①活動拠点の整備	60
		②市民参加体制の整備	61
	(2) 人材の養成	①専門職員等の養成・確保	62
		②教職員等の研修の充実	64
	(3) 情報提供体制 の整備	①情報提供体制の整備	65

第4章 障害者計画の展開

1 生活支援システム（保健・医療・福祉サービスの充実）

（1）保健サービスの充実

①保健事業の充実

現状と課題

- 乳幼児健康診査の受診率は向上しています。また、未受診者の把握も訪問などで行っています。しかし、訪問などでは乳幼児の発達確認までの把握が難しいため、受診率の向上が必要となっています。
- 乳幼児健康診査・相談会のフォローアップとして、幼児のあそびの教室を実施しています。最近では、育児不安・育児ストレスなどの理由で参加する人が増加しており、虐待予防の観点から教室を継続する必要があります。しかし、参加している親子の抱えている問題は多様化しており、スタッフの充実が求められています。
- 精神保健相談は増加傾向にあり、電話、メール、面接、家庭訪問などの方法で相談に応じています。相談ケースの多様化、また緊急性や長期的対応を求められる事例が多く、関係機関との連携が重要となっています。

施策の方向

- ◆ 乳幼児健康診査の未受診者対策として、家庭訪問や保育所・幼稚園への連絡を行い、乳幼児の状態を把握するとともに、受診率の向上に努めます。
- ◆ あそびの教室は、開催回数の検討とともに、スタッフの育成を図ります。
- ◆ 精神保健相談については、緊急性や長期的対応が求められる相談ケースに対応できるようにするなど、相談体制の充実を図るため、関係機関との連絡会や検討会を開催し、連携を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
妊婦健康診査・乳幼児健康診査の推進	健康増進課	妊婦健康診査（14回・超音波検査4回・血液検査1回）を推進します。また、乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）を推進します。
あそびの教室の充実	健康増進課	親子の多様なニーズに応えることができるように、専門スタッフの充実を図ります。
健康相談の充実	健康増進課	妊婦・乳幼児相談の充実を図ります。 （妊婦乳幼児健康相談・2歳児相談・言語相談・発達相談など）
精神保健相談・訪問の推進	健康増進課	精神保健相談、精神保健講座、自殺予防普及啓発、精神保健ケース検討会、家族会支援などを推進します。

②健康づくりの推進

現状と課題

- 保健センターでは、近隣の医療機関から専門スタッフの派遣協力を得て、状態に応じた機能回復訓練を実施しています。利用に至る主疾患として、脳血管疾患が多く、日常生活指導とともに、その予防対策の強化が必要となっています。
- 「三島市食育基本条例」及び「三島市食育基本計画」に基づいて、各種食育事業を実施しています。今後は、障がいのある人や高齢者を含む多くの市民が、食育を考える機会を増やす必要があります。

施策の方向

- ◆ 生活習慣病を予防するため、各種健康診査や予防教育、相談の充実を図ります。
- ◆ 障がいのある人や高齢者を含む多くの市民に対し、各種食育事業などの充実・拡大を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
健康教育・相談の推進	健康増進課	総合健康相談、病態別健康相談、機能訓練教室、禁煙相談、骨粗鬆症予防講座、健診事後教室などを実施します。
各種健康診査の推進	健康増進課	特定健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患健診を推進します。
各種食育事業の推進	健康増進課 (食育推進室)	食育出前講座、食育講演会、三島市民家族団らんの日など、各種食育事業を推進します。食育に関する情報提供を、ホームページや広報みしまなどを活用し行います。

(2) 医療サービスの充実

①医療体制の充実

現状と課題

- 一次救急は、三島市医師会三島メディカルセンター・沼津夜間救急医療センターにおいて、内科・外科・小児科の救急を実施しています。
- 緊急手術や入院治療を要する二次救急は、本市を含む広域の医師会で編成する輪番制待機病院体制で、集中治療室により高度救急医療体制を確保しています。
- 休日の産婦人科・耳鼻科・眼科救急は、本市を含む4市2町の当番診療所で診療する在宅輪番制で実施しています。
- 休日歯科診療は、三島市歯科医師会担当医の在宅輪番制で実施しています。また、三島市歯科医師会の協力により、知的障害児(者)歯科診療事業を実施しています。
- 市内で安心してお産ができる周産期医療の体制整備が必要です。

施策の方向

- ◆ 医師会や歯科医師会などの関係団体との連携により、障がいのある人がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- ◆ 市内における周産期・小児救急体制の整備を推進します。
- ◆ 診療機能を拡充するために、広域的な体制整備を図っていきます。
- ◆ 障がいのある人に対する医療サービスについて、市や関係団体のホームページにより適切な情報提供ができるように推進します。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
救急医療体制の充実	健康増進課	平日夜間救急、土日祝日救急を実施します。二次救急医療、ICU 救急医療、産婦人科・耳鼻科・眼科・歯科救急医療などに対応していきます。
医療サービスに関する情報提供体制の整備	健康増進課	医療マップの配布、広報、ホームページへの掲載などを行います。
知的障害児(者)歯科診療事業	障がい福祉課	知的障がいのある人への歯科診療について、専門の研修を受けた障がい者歯科相談医による診療を充実します。また、市内の障がい者歯科相談医の情報を発信します。

(3) 福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は年々増加しているため、在宅福祉サービスの利用者数も増加しています。そのため、サービスの予約が取りにくいなどの課題が生じています。
- 特に、ショートステイ（短期入所）は、利用できる施設に限りがあり、予約が取りにくい状況にあります。重症心身障がい児（者）については、痰の吸引・経管栄養などの医療行為が必要な人も多く、看護師などが配置されている施設（医療機関）以外では対応が難しいため、必要な時にショートステイが利用できないという課題があります。

施策の方向

- ◆ ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉サービスは、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるように、地域におけるサービス提供の充実を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
介護給付の充実	障がい福祉課	障がいのある人の在宅生活を支援するため、障害者自立支援法に基づくホームヘルプ、ショートステイなどの各種サービスを給付し、充実を図ります。

②相談支援体制の充実

現状と課題

- 本市では、相談支援事業の実施により、障がいのある人が相談しやすい窓口の体制整備を図っています。障がいのある人の高齢化や重度化、重複化が進む一方で、発達障がいや高次脳機能障がいなど、障がいの範囲も拡大しており、柔軟な対応が求められています。
- 地域自立支援協議会への参画や、障がいのある人の権利擁護など、相談支援事業所の役割は今後ますます重要となっています。専門性の向上、相談員の確保などが課題となっています。

施策の方向

- ◆ 相談支援専門員の育成やケアマネジメントの導入、専門機関との連携の強化により、発達障がいや高次脳機能障がいなどの専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
- ◆ さまざまなニーズに対応したきめ細かな相談支援ができるように、相談支援事業所を中心とした地域自立支援協議会の活動の充実を図ります。
- ◆ 相談支援の核となる事業所の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を推進します。
- ◆ 知的障がいまたは精神障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
相談支援事業	障がい福祉課	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援などを行います。相談支援事業所に専門的な相談を委託します。
障害者相談員事業	障がい福祉課	身体・知的・精神障害者相談員が、定期的に相談日を設けて、障がいのある人や家族などからの相談に応じます。
自立支援協議会事業	障がい福祉課	障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや関係機関のネットワークの構築に向けて、定期的に協議を行います。
基幹相談支援センター事業	障がい福祉課	相談支援事業所の核となる、基幹相談支援センターの設置を推進し、成年後見制度の利用支援や障がいのある人の虐待防止などの対応を充実します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てなどに必要な費用を助成します。

③生活支援の推進

現状と課題

- 移動支援事業*や日中一時支援事業*の利用者は増加傾向にあり、サービスの予約が取りにくいなどの課題が生じています。
- 市内に設置されているグループホーム・ケアホームの数は少ないのが現状です。そのため、障がいを抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活するためには、新規にグループホーム・ケアホームの設置が必要となっています。
- 身体機能を補うための補装具*について、購入・修理の費用を支給しています。また、日常生活用具*の給付・貸与を行い、在宅での日常生活の便宜を図っています。
- 障がいのある人の経済的な支援として、各種手当を支給しています。また、医療費の負担を軽減するため、保険診療の自己負担分を助成しています。

施策の方向

- ◆ 自立した生活を送れるようにするため、個々の障がいのある人のニーズに適した移動支援事業や日中一時支援事業などのサービスを提供していきます。
- ◆ 関係機関との連携のなかで、グループホーム・ケアホームの整備を促進していきます。
- ◆ 各種制度の周知を図るとともに、より使いやすい制度へと改善に努めていきます。

移動支援事業：屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活や社会参加を促すことを目的とする事業です。

日中一時支援事業：障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

補装具：身体障がいのある人の、身体機能を補完または代償するために使われる、車椅子、装具、義肢などの用具のことです。

日常生活用具：重度の障がいのある人の、日常生活の便宜を図るために使われる、入浴補助用具、拡大読書器、屋内信号装置などの用具のことです。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
地域生活支援事業	障がい福祉課	移動支援事業や日中一時支援事業の給付、食事サービスや入浴サービスなどを提供し、障がいのある人の在宅生活を支援します。
補装具給付事業	障がい福祉課	在宅の身体障がいのある人に対して、補装具の購入・修理の費用を支給し、自立生活を促進します。
日常生活用具給付等事業	障がい福祉課	在宅の重度障がいのある人、小児慢性特定疾患児、難病患者などに対して日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。
共同生活介護等家賃補助事業	障がい福祉課	障がいのある人の自立した生活を支援するため、グループホーム・ケアホームに入居している人に対して、家賃の一部を助成します。
グループホーム・ケアホームの整備促進	障がい福祉課	グループホーム・ケアホームの整備を促進するため、地域住民に対して障がいのある人の福祉について啓発を行います。
各種手当の充実	障がい福祉課	在宅で生活する重度の障がいのある人や障がいのある児童を扶養する保護者、難病の患者などに対して、各種手当を支給します。
重度心身障害児(者)医療費助成事業	障がい福祉課	重度の障がいのある人や児童が医療機関などを受診した際の、保険診療における自己負担分の医療費を助成します。

④施設サービスの充実

現状と課題

- 重度心身障がい者生活訓練ホーム「すぎなの園」は、常に介護が必要な障がいのある人が通所し、排せつや食事などの介護を受けるとともに、創作的活動などを行っています。今後は、障害者自立支援法に基づく通所施設として充実を図る必要があります。
- 「市立佐野学園」は、知的障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動などを行っています。今後は、本市の障がい者施設の拠点として、機能の充実が求められています。

施策の方向

- ◆ 重度心身障がい者生活訓練ホーム「すぎなの園」については、施設整備を進めるとともに、障害者自立支援法に基づく生活介護事業所へ移行を図ります。
- ◆ 「市立佐野学園」は、個々の特性に応じた支援や家族の負担軽減を図るため、専門職員を配置し、包括的なサービスを提供します。
- ◆ 障がい福祉施設間の情報交換のためのネットワークづくりを推進します。また、各施設の役割分担などを明確にし、施設機能の強化を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
重度心身障害者施設整備事業	障がい福祉課	重度心身障がい者生活訓練ホーム「すぎなの園」については、施設整備を進めるとともに、障害者自立支援法に基づく生活介護事業所へ移行を図ります。
佐野学園管理運営事業	障がい福祉課 (佐野学園)	障害者自立支援法に基づく生活介護事業・就労移行支援事業を実施し、障がいのある人の地域生活を支えていくとともに、本市の障がい者施設の拠点としての機能を充実します。
三島市障害者福祉施設等連絡協議会の充実	障がい福祉課	障がい福祉施設間の交流と連携、職員の研修、施設運営の研究開発などの事業を充実します。

2 社会参加システム（学・職・遊の環境整備）

（1）療育・教育の充実

①療育・保育体制の充実

現状と課題

- 障がいのある幼児の早期療育は、保健センターでの乳幼児健康診査を経て、親子教室の「たんぼぼ教室」で行っています。その後、専門の施設に通う必要がある場合には、他市にある通園施設を推奨していますが、通園施設は周辺市町に1箇所しかなく、希望しているすべての幼児が通うことができないのが現状です。
- 障がいのある幼児のうち、保育所・幼稚園などに通っている幼児もいますが、保育士・幼稚園教諭を増員しないと対応できないことも多く、職員数が足りないのが現状です。

施策の方向

- ◆ 市役所関係各課の連携を強化し、療育体制の充実を図るとともに、「たんぼぼ教室」などにおいて、育児に不安をもつ保護者への相談支援や障がいのある幼児の基本的な生活習慣の自立を促進します。
- ◆ 障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制を充実するため、保育士・幼稚園教諭の適正な配置などに努めます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
「たんぼぼ教室」の充実	子育て支援課 （療育支援室）	障がいのある幼児に対する療育を向上させるために、「たんぼぼ教室」の内容を充実します。いつでも相談できる体制を確保し、専門機関につなげます。
障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制の確保	子育て支援課 学校教育課	各保育所・幼稚園における特別な支援が必要な幼児の状況をもとに、保育士・幼稚園教諭の適正な配置などに努めます。

②就学指導の充実

現状と課題

- 就学指導の対象となる、幼児・児童・生徒の数は年々増加しています。特に、発達障がい（LD*・ADHD*・広汎性発達障がい*など）についての相談件数が増加しており、保護者は特別な支援が受けられる教育環境を求めています。
- 就学指導委員会では、対象となる幼児・児童・生徒について適切な指導ができるように努めています。また特別支援学校などとも連携を図り、就学相談を実施しています。
- 進路指導については、各小・中学校において就学指導委員会や進路指導委員会を開き、詳細な記録や報告書、個別の指導計画などをもとに、適切な進路について検討しています。

施策の方向

- ◆ 就学指導については、対象となる幼児・児童・生徒の増加や複雑化している就学指導を整理するために、実施方法などを改善していきます。また関連機関との連携のもと、きめ細かく対応できる体制を構築していきます。
- ◆ 進路指導については、学級担任などを窓口にも、保護者と連携し、必要に応じて特別支援学級が設置されている学校の見学などを実施していきます。特別支援学校や他県への進路についての相談も継続して実施していきます。
- ◆ 通常学級に在籍している児童・生徒やその保護者、教職員が、特別支援学級や特別支援学校を知る機会を増やしていきます。

LD：学習障がい（Learning Disabilities）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

ADHD：注意欠陥/多動性障がい（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

広汎性発達障がい：広義の自閉症と同義語。自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。広汎性とは障がいされた発達領域が広く、その程度が深いという意味で、相互的人間関係のスキルやコミュニケーションのスキルの発達の領域における重篤でかつ広範な損傷と、常同的な行動パターン、興味・活動の限局によって特徴づけられます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
就学指導委員会の充実	学校教育課	対象となる幼児・児童・生徒について、今後の適切な指導の方向性について検討し、よりよい就学指導につなげていきます。
進路指導の充実	学校教育課	障がいに応じた特別な支援の必要性について、保護者への説明を丁寧に行い、特別支援学級や特別支援学校の見学をとおして特別支援教育についての理解を図ります。
特別支援学級及び特別支援学校の周知	学校教育課	学校や保護者のニーズに合わせて特別支援学級や特別支援学校の見学を実施し、ケースによっては、見学先の担当者との面談を行っていきます。

③小・中学校における特別支援教育の充実

現状と課題

- 特別支援教育については、平成 15 年度（2003 年度）から、市内全 21 小・中学校の校務分掌*に特別支援教育コーディネーター*を位置づけ、それぞれの学校において校内外の連絡調整に当たり、特別支援教育のまとめ役として活動しています。
- 各小・中学校への巡回相談については、平成 16 年度（2004 年度）から臨床心理士などの専門家により実施しています。障がいのある児童・生徒の教育的ニーズを把握し、特性に合わせた支援方法について、教職員や保護者へのアドバイスを行っています。
- 特別支援教育の充実を図るため、専門家チーム（医師・臨床心理士・特別支援学校教員・特別支援学級教員・養護教諭など）を組織し、専門家チーム会議を年 3 回開催しています。指導・支援が困難な事例を取り上げ、具体的な支援方法などについて検討しています。少ない回数の中、効果を上げる会議にしています。
- 年 4 回、各小・中学校の特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、特別支援教育のあり方について共通認識をもつとともに、情報交換をとおして指導・支援方法を学ぶ機会を提供しています。保護者に対しては、学校だよりなどをとおして、保護者に特別支援教育の目的などを啓発しています。このほか、ホームページを活用して、特別支援教育のあり方などについて啓発しています。

施策の方向

- ◆ 専門家チーム会議については、各小・中学校の要望に応えられるように、事例研究・講話などを取り入れ、会議の内容を工夫していきます。
- ◆ 専門家チーム会議は、より一層の充実を図るため、特定の事例に留まらない会議にしていきます。
- ◆ 特別支援教育コーディネーター研修会をより充実させ、研修参加者が特別支援教育への理解を深めるとともに、指導・支援方法などを学べるようにしていきます。
- ◆ 特別支援教育の啓発活動の一環として、巡回相談員の協力を得ながら、各小・中学校での校内研修において、ノーマライゼーションの考え方を広めていきます。

校務分掌：学校内における運営上必要な業務分担。

特別支援教育コーディネーター：学校内、または、福祉・医療などの関係機関との間の連携調整役、あるいは保護者に対する学校の窓口の役割を担う人であり、学校の校務として位置づけられていることが特徴です。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
巡回相談の充実	学校教育課	一人ひとりの教育的ニーズに応えるための的確な支援方法を、教職員や保護者に伝達していきます。WISC- 検査*から WISC- 検査へスムーズに移行します。
専門家チーム会議の充実	学校教育課	学習や生活上困難な事例を取り上げ、具体的な支援方法などについて検討し、実際の指導・支援に生かしていきます。
特別支援教育についての啓発活動の推進	学校教育課	学校だよりなどをとおして、保護者に特別支援教育の目的などを啓発していきます。ホームページ上の啓発ページの見直し、更新を図ります。

WISC 検査：ウェクスラー式知能検査は、米国のウェクスラー（Wechsler,D.）によって開発された世界中で広く普及している一群の個別知能検査です。幼児から高齢者まで幅広い年齢層をカバーするウェクスラー式知能検査は、現在わが国でも標準化されており、適用する年齢層により検査の種類が異なります。WISC（Wechsler Intelligence Scale for Children）は、幼児や児童に適用（5歳～16歳11か月）する検査です。

(2) 雇用・就労の促進

①就労支援体制の充実

現状と課題

- 障害者雇用相談員を3名（身体・知的・精神）委託し、定期的に相談日を設けて活動しています。また、ハローワークとの連絡調整や企業への訪問も行い、障がいのある人の雇用への啓発・協力を依頼しています。しかし、不況の影響から障がいのある人が新規に雇用されるケースは少なく、引き続き雇用相談を行っていく必要があります。
- 障害者雇用連絡会議をハローワークにおいて開催しています。管内の関係機関などが集まり、障がいのある人の雇用の実態について情報交換し、就労支援対策について検討しています。

施策の方向

- ◆ 引き続き障害者雇用相談員を委託し、障がいのある人の雇用相談、企業への訪問、就労している障がいのある人への相談支援を行っていきます。
- ◆ ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどとの連携を強化し、企業への理解を促進していくなかで、企業での障がいのある人の雇用や実習に理解を求めていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者雇用相談員事業	障がい福祉課	障害者雇用相談員を3名（身体・知的・精神）委託し、障がいのある人の雇用相談に応じるとともに、企業への訪問を行い、障がいのある人の雇用への啓発を推進していきます。

②福祉的就労*の推進

現状と課題

- 市内の障がい者就労支援事業所は定員の空きが少なくなっており、特別支援学校高等部を卒業する人の通所先の確保が難しくなっています。
- 就労支援サービスの利用希望者も増加傾向にある上、近年では厳しい雇用情勢のなか、就労系サービスの利用者が多くなっています。
- 市内の障がい者就労支援事業所などが取り扱う物販スペースを、平成 20 年度（2008 年度）に市役所庁舎内（「あったか手づくり販売会」）に、また平成 23 年度（2011 年度）には生涯学習センター 1 階（「すてっぷ」）に設置しました。

施策の方向

- ◆ 今後の障がい者就労支援事業所などの利用見込みを踏まえ、民間事業所などの新規設立を促進します。
- ◆ 生涯学習センター 2 階に、喫茶「じゃんぷ」の開店を行います。「じゃんぷ」では常時 2 名程度の障がいのある人が働き、生涯学習センターの利用者との相互交流を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
職業訓練の推進	障がい福祉課 生涯学習課	生涯学習センターに職業訓練の場を確保します。 また、特別支援学級（学校）の生徒の実習の場として確保します。
訓練等給付の充実	障がい福祉課	障害者自立支援法に基づき、障がい者就労支援事業所などにおいて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などのサービスを給付します。

福祉的就労：企業などの一般事業所ではなく、障がいのある人が働くあるいは訓練をする意味でも使われる、就労継続支援 B 型事業所などで仕事をすることをいいます。

③就労の継続・安定の支援

現状と課題

- 障害者雇用相談員を3名（身体・知的・精神）委託しています。相談員が障がいのある人を雇用している企業へ訪問し、本人への相談支援や就労状況の確認を行っています。
- ジョブコーチ*派遣事業は、障がいのある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある人に対する専門的支援、雇用している企業に障がい特性に配慮した指導方法や職務内容の助言などを行っています。障がいのある人が就職する上で、必要なサービスとして定着しています。
- 就職している障がいのある人の余暇時間を有効に活用するために、ふれあい教室などの交流の場を提供しています。しかし、対象者が知的障がいのある人に限定されているため、他の障がいのある人の余暇支援も必要となっています。

施策の方向

- ◆ 引き続き障害者雇用相談員を委託し、企業に雇用されている障がいのある人の相談支援や就労状況の確認を行っていきます。
- ◆ 障がいのある人が安定して就労できるように、ジョブコーチ派遣事業について、周知を図り、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ 引き続きふれあい教室などの交流の場を提供するとともに、知的障がい以外の障がいのある人への余暇支援についても検討していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者雇用相談員事業（再掲）	障がい福祉課	障害者雇用相談員を3名（身体・知的・精神）委託し、障がいのある人の雇用相談に応じるとともに、企業への訪問を行い、障がいのある人の雇用への啓発を図ります。
ふれあい教室事業	障がい福祉課	障がいのある人にふれあいの場を提供し、地域との交流を深め、社会参加の支援を行うことで、生きがいづくりと社会性の向上を図ります。

ジョブコーチ：就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業を行い、障がいのある人が働きやすいように支援を行うことを業務とする人のことです。また、障がいのある人に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的とします。

(3) 余暇活動の充実

①スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査によると、地域活動に参加する場合の問題としては、「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「気軽に参加できる活動が少ない」が比較的多く、市が取り組むべき施策として「障がい者のスポーツに対する支援 1.7%」、日々の暮らしのなかでやっていきたいことの中に「スポーツ活動 6.7%」となっています。また、自由意見では「スポーツに関する情報」という意見があります。
- 障がいのある人へのスポーツ活動の支援・指導を展開するために、スポーツ団体のなかで障がいのある人に対する専門的な知識や資格が求められています。

施策の方向

- ◆ 障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員などと協力し、個々の障がい特性に合った運動プログラムを目指し、障がいのある人が日常生活のなかで気軽に楽しむことができるスポーツ活動への参加機会の拡充に努めます。
- ◆ 障がいのある人を対象としたスポーツ教室やイベント等に関する情報収集・発信に努め、障がいのある人がスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、障がいのある人のスポーツ活動の充実を図ります。
- ◆ 障害者スポーツ指導員・健康運動指導士* について、スポーツ健康人材バンクへの登録を促進し活用を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障がいのある人のスポーツ活動への参加機会の拡充	スポーツ振興課	気軽に参加できる障がいのある人向けのスポーツ教室やイベントなどに関する情報収集と発信を行います。
スポーツ団体リーダーの活用	スポーツ振興課	障害者スポーツ指導員・健康運動指導士の活用を図り、障がいのある人のスポーツ活動の充実を図ります。

健康運動指導士：保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成や実践指導計画の調整などを行う役割を担う人のことです。

②文化活動の推進

現状と課題

- 市内の各障がい福祉施設の音楽や演劇などの発表の場として、「みんな DE 発表会」を開催しています。また、障害者週間*に合わせ、「施設美術工芸展」を開催しています。
- 市内の各小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の学習発表の場として、「なかよし学習発表会」(主催：三島市特別支援教育研究会)を開催しています。
- 文化講座・教室などにおいて、障がいのある人が参加しやすくなるように対応していく必要があります。
- 在住外国人との交流を目的に三島市国際交流協会との協働により、「国際交流フェア」を開催しています。毎年 10 数ヶ国約 900 人もの方々が参加し、市民と交流し相互理解を深めています。

施策の方向

- ◆ 「みんな DE 発表会」は、目的や実施場所などを関係団体と協議し、来場者の増加を図ります。
- ◆ 文化講座・教室などを開催するに当たり、障がいのある人も含め広く市民に周知し、より多くの人に参加していただけるよう、ソフト・ハード面を充実するように努めます。
- ◆ 障がいのある人も含め広く市民の参加を呼びかけ、「国際交流フェア」の充実を図ります。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市美術展事業	文化振興課	市民の美術作品の発表や鑑賞の場を提供し、創作活動の発展と精神文化の高揚を図ります。
多文化共生の推進	秘書課 (国際交流室)	国際交流フェア、英語スピーチコンテスト、語学講座などの国際交流イベント協働開催事業を行います。
地域交流事業	障がい福祉課 (佐野学園)	障がいのある人の地域社会での生活空間の拡大、人間関係の拡張と、地域社会に対する啓発・理解を促進します。

障害者週間：障害者基本法に定められており、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年 12 月 3 日～9 日に設定されています。

③生涯学習活動の充実

現状と課題

- 市民の福祉に対する理解を深めるため、社会教育団体が市内の福祉施設で実施している「福祉体験学習」や「ボランティア活動」などを支援しています。
- 図書館において、点字図書や録音図書の貸し出し、インターネットを活用した予約や検索、移動図書館車「ジンタ号」の巡回サービス、来館が困難な視覚障がいのある人のための郵送による貸し出しサービスなどを行っています。
- 図書館の点訳ボランティア・音訳ボランティアの協力により、視覚障がいのある人の読書要望に対応できるよう、点字図書やデジタル録音されたCD媒体のDAISY図書*を計画的に作成しています。

施策の方向

- ◆ 生涯学習情報の提供、各種講座・イベントの開催、質の高い図書館サービスなどにより、障がいのある人も含め多くの市民の学習活動に対する支援体制を充実していきます。
- ◆ 障がいのある人を含め市民に対し、インターネットによる情報提供を推進します。
- ◆ 引き続き点訳ボランティア・音訳ボランティアの養成講座を定期的で開催していくとともに、計画的に資料作成を実施し、視覚障がいのある人のための資料を増やしていくことにより、さらにきめ細かな読書要望に応えていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
点字図書・DAISY 図書を含めた図書館機能の強化	図書館	各ボランティア一人につき、年1冊の点字図書やDAISY 図書の作成を行います。また、ボランティアの確保、養成に努めます。

DAISY : Digital Accessible Information System) とは、デジタル録音図書の国際標準規格のことです。音声データの構造化と、音声と活字・画像データなどの同期再生を主な特徴とします。主に視覚障がいのある人のためのデジタル録音図書の作成や学習障がい (LD) のある人などのためのデジタルマルチメディア図書の作成に使われています。

3 福祉のまちづくりシステム（生活環境の整備）

（1）住宅・建築物のバリアフリー化の推進

①官公庁施設及び公共的施設のバリアフリー化

現状と課題

- 高齢化社会などに対応したまちづくりとして、高齢者や障がいのある人などを含め、誰もが円滑に移動できる施設を整備するために、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による建築物移動等円滑化基準の考え方に基づき、バリアフリー化を進める必要があります。
- 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「福祉のまちづくり条例」に適合するよう、生活関連施設に位置づけられた事業者等に対する啓発方法などを考えていく必要があります。
- 生涯学習センターと公民館では、障がいのある人にも円滑に利用できるよう、出入口のスロープ化や多目的(障がい者用)トイレなどを設置するなどのバリアフリー化に努め、誰でも気軽に利用しやすい環境整備を推進しています。

施策の方向

- ◆ 障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進め、誰もが快適で生活しやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「福祉のまちづくり条例」に適合するよう、生活関連施設に位置づけられた事業者などに対し、今後も情報提供や相談活動などを行っていきます。
- ◆ 現行の基準に適合していない公共建築物は、順次改善整備していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
生活関連施設事業者への バリアフリー啓発事業	都市計画課	「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、生活関連施設のバリアフリー化の推進を啓発していきます。
郷土資料館耐震補強事業	文化振興課 (郷土資料館)	郷土資料館の耐震補強による利用者の安心・安全を確保するとともに、施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

ユニバーサルデザイン：まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々がもつさまざまな特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品などの設計（デザイン）のことをいいます。

②住宅施策の推進

現状と課題

- 市営住宅の入居者の高齢化が進み、高齢者の単身世帯も増加しています。また、近年では空室があっても、上層階へ向かうエレベーターがないことを理由に、入居を辞退するケースがあります。
- 在宅で生活している重度の肢体不自由または視覚障がいのある人を対象に、住宅改造費を助成しています。

施策の方向

- ◆ 市営住宅の住戸部分や共用部分について、福祉対応型への改善を図ります。
- ◆ 住宅改造費の助成制度について周知を図り、引き続き重度の肢体不自由または視覚障がいのある人の在宅生活を支援します。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
光ヶ丘住宅全面的改善事業	建築住宅課	エレベーター、スロープの設置、住戸内の段差解消などのトータルリフォームを実施します。
重度身体障がい者住宅改造費補助事業	障がい福祉課	在宅の重度の肢体不自由または視覚障がいのある人が生活に適するように、段差解消、トイレなどの住宅改造を行う場合に工事費の一部を助

(2) オープンスペースの整備

①歩行空間の整備

現状と課題

- 視覚障がいのある人に対応した音響誘導装置付加式信号機は、三島駅南口スクランブル交差点における信号機をはじめ、市内の主要な交差点 13 箇所に設置してあります。
- 放置自転車は、障がいのある人にとって歩行の妨げとなるため、随時撤去しています。年間の撤去台数は、ここ数年は約 1,100 台前後で横ばい状態となっています。放置禁止区域の周知徹底と自転車利用者のモラルの向上が必要です。
- 点字ブロックの整備については、既存道路には点字ブロックの設置が可能な歩道が少ないため、整備は主に新設道路や歩道設置に伴い行っています。
- 平成 20 年(2008 年)3月に策定された「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、平成 21 年(2009 年)3月に策定した「三島市バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区を対象に事業を実施しています。今後も重点整備地区内の道路整備を進めていくとともに、重点整備地区外の道路整備についても個別に事業を行う必要があります。

施策の方向

- ◆ 「あんしん歩行エリア」・「いたわりゾーン」の区域内にある主要交差点には、優先的に音響誘導装置付加式信号機に切り替えるよう、県公安委員会(三島警察署)と協議を継続していきます。
- ◆ より一層快適で安全な歩行空間の実現と向上を目指すため、放置自転車については継続して撤去していきます。
- ◆ 点字ブロックの整備については、市道平田新谷線が、平成 25 年度(2013 年度)を目途に県道三島静浦港線まで供用が開始されるため、順次施工していきます。
- ◆ 市道平田新谷線や市道文教町幸原線は、道路改良に伴い段差の小さい歩車道境界ブロックを設置して、障がいのある人などの乗り入れを容易にしていきます。
- ◆ 市道下土狩文教線は、歩道幅員が 5.5m の区間が計画されているため、歩行者と自転車のすみ分けができないか検討し、併せて滑りにくい歩道としての整備を検討していきます。
- ◆ 「三島市バリアフリー道路特定事業計画書」に掲載された道路に関するバリアフリー事業を推進していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
音響誘導装置付加式信号機設置支援事業	地域安全課	「あんしん歩行エリア」などの区域内にある主な交差点には、音響誘導装置付加式信号機に切り替えて設置するよう県公安委員会（三島警察署）と協議します。
駐輪対策事業	地域安全課	市内に4箇所ある駐輪場の運営管理を行うとともに、放置禁止区域内での放置自転車撤去や駐輪指導を行います。
市道平田新谷線道路改良事業	土木課	道路改良に伴い、点字ブロックや段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。
市道文教町幸原線道路改良事業	土木課	道路改良に伴い、段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。
市道下土狩文教線建設事業	都市整備課	車椅子利用者、高齢者・通学児童などが安心して通行できるように、歩道内で歩行者と自転車のすみ分けを検討します。
三島市バリアフリー道路特定事業計画の推進	都市計画課 都市整備課 土木課	「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、道路に関するバリアフリー事業を計画に基づき推進します。

②公園・水辺空間の整備

現状と課題

- 楽寿園には、2箇所の多目的（障がい者用）トイレが設置されています。このほかに遊具広場にトイレがあるものの、老朽化が進み新たに建替えが望まれています。

施策の方向

- ◆ 楽寿園においては、将来トイレの立替え時には多目的トイレを検討していく必要があります。
- ◆ 市内の公園については、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、すべての人が快適で安全に利用できる公園となるよう整備を進めていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
園路バリアフリー化推進事業	楽寿園	園内の通路には、車椅子で通行するのに不適な所が部分的にあるため、園路バリアフリー化を推進していきます。
公園内施設整備の推進	水と緑の課	公園内の段差解消などのバリアフリー化やトイレの新設・改修の際には、障がい者対応、手摺の設置、和式から洋式便器への変更などを推進していきます。

(3) 移動・交通手段の整備

①移動・交通手段の整備

現状と課題

- 公共交通機関のユニバーサルデザイン化は進んでいます。しかし、自家用車の増加などにより、バス事業者は不採算路線を廃止せざるを得ないなど厳しい経営状態にあります。そのため、助成制度を利用しても超低床ノンステップバス*の導入が難しくなっています。
- 平成 22 年度（2010 年度）末現在、本市に福祉有償運送*の登録をしている法人は 3 団体であり、障がいのある人が 63 人福祉有償運送を利用しています。しかし、福祉有償運送を知らない人が多くいると考えられ、制度の周知を図る必要があります。

施策の方向

- ◆ 超低床ノンステップバス*については、社会的需要から助成制度を維持していきます。
- ◆ 障がいのある人などに対して、福祉有償運送制度の周知を行うことにより、利用者の増加を図ります。
- ◆ 障害者手帳所持者に対して、「障がい者のしおり」やホームページにおいて、公共交通機関割引制度の周知を図っていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
ユニバーサルデザインバス導入助成事業	地域安全課	バスを快適に利用することができ、移動の利便性、安全性の向上を図るために、超低床ノンステップバスを導入するバス事業者に対して助成を行います。
公共交通機関割引制度の周知	障がい福祉課	引き続き障害者手帳新規取得者に対して、「障がい者のしおり」を提示しながら、公共交通機関割引制度の説明を行います。また、ホームページにおいて周知を図ります。

超低床ノンステップバス：出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バス的一种である。床面高さは概ね 350mm 以下のものを指す。

福祉有償運送：NPO 等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用自動車有償運送」の一つ。現在では、道路運送法第 78 条第 2 号に該当する。

(4) 防災・防犯体制の充実

①防災体制の整備・意識の向上

現状と課題

- 「障がい者福祉のための市民意向調査」では、災害時に「自力での避難」や「避難所の設備の利便性」について、障がいのある人の大半が不安を感じています。避難をしなければならない場合に、避難ができるのか、また避難先での避難生活が可能なのか、という2点が障がいのある人の不安材料となっています。
- 災害時などに対応できるよう、障害者手帳所持者(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に災害時要援護者名簿へ掲載することや、自治会・自主防災組織・民生委員などへの情報提供について確認しています。
- 自然災害や火災など、緊急時における連絡手段を確保するため、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人(FAX所有者)に対し、緊急通報システム(Fネット*)を整備しています。

施策の方向

- ◆ 「災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」を結び、大規模災害などに備え、障がいのある人の避難施設を確保します。また、自主防災組織で実施する防災訓練や防災資機材などの整備に係る費用の一部を助成し、自主防災組織の更なる育成や強化を図っていきます。
- ◆ 自主防災組織事務説明会や避難所運営会議などで、災害時要援護者の避難の協力について、周知を図っていきます。
- ◆ 緊急通報システム(Fネット)については、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人への災害情報の伝達手段として、周知を図っていきます。
- ◆ 引き続き障害者手帳新規取得者(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に対して、災害時要援護者名簿へ掲載することや、自治会などへの情報提供について確認していきます。

F ネット：聴覚・音声・言語障がいのある人が、災害時などにおける情報伝達手段を確保するため、平成9年10月に制度化し、NTT回線を使用した緊急情報FAX一斉通報網を確立し、生活の安全・不安の解消を図っています。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
自主防災組織整備 事業補助事業	危機管理課	自主防災組織の更なる育成や強化のための、防災訓練や防災資機材などの整備に係る費用に関する助成を行います。
住民啓発・教育事業	危機管理課	防災意識の高揚や防災知識の普及を図るとともに、地域リーダーの育成と自主防災組織の強化を図ります。
緊急通報システム (Fネット)への 登録申請の周知	障がい福祉課	緊急通報システムへの登録申請について、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人へ周知を図り、災害情報の伝達手段を確保します。
災害時要援護者名 簿への登録申請の 周知	障がい福祉課 福祉総務課	障害者手帳新規取得者(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に対して、災害時要援護者名簿に関する説明を行い、登録申請を促進します。

②防犯体制の整備・意識の向上

現状と課題

- 犯罪は、ますます巧妙化、多様化しているため、防犯対策の啓発を行っていく必要があります。特に、障がいのある人や高齢者、若年層への防犯知識の啓発方法の検討が必要です。そのためには、防犯活動を実施する団体の育成が重要になります。
- ホームページや広報みしまをとおして防犯情報の提供を行っていますが、啓発する年齢層などに応じ、効果的な啓発方法を考える必要があります。

施策の方向

- ◆ 防犯情報は、引き続きホームページや広報みしまなどで発信します。
- ◆ 犯罪被害者支援については、市民に対してその必要性を理解していただくため情報提供などを行います。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
市民防犯意識啓発事業	地域安全課	防犯情報の発信、防犯講座の開催、防犯教室、不審者侵入対応訓練などを実施します。地域防犯パトロールの実施など行政の防犯窓口として関係機関との連絡調整を行います。

4 ハートづくりシステム（相互理解と交流促進）

（1）福祉教育の推進

①学校教育の推進

現状と課題

- 各小・中学校での道徳、総合的な学習の時間、特別活動、各教科などにおいて、児童・生徒自身が福祉についての調べ学習や、話し合いをとおして、障がいのある人の立場で物事を考える心を養っています。
- 総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育*などで、児童・生徒は福祉施設を訪問したり、体験活動をとおして、福祉についての理解を深めています。

施策の方向

- ◆ 総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育*などによって展開する体験活動を重視し、実感できる福祉教育を推進していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
体験活動を重視した福祉教育の推進	学校教育課	各教科、領域などの教育課程に、福祉について話し合ったり体験したりする場を計画的に設け、福祉について実感できるように取り組みます。
バリアフリー教室	都市計画課	小学生を対象に実施。バリアフリーに対する理解を深めるために、視覚障がいのある人や体が不自由な人の日常生活を疑似体験し、自然にサポートできる「心のバリアフリー社会の実現」を目指します。

キャリア教育：児童・生徒が「生きる力」を身に付け、社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できるなど、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育をいいます。

②地域教育・家庭教育の推進

現状と課題

- 平成 22 年度（2010 年度）に障がい者就労支援 4 団体のオブザーバー参加を得て、生涯学習まつりを実施しました。平成 23 年度（2011 年度）には、障がい者就労支援 8 団体を生涯学習まつり実行委員会に加え、さらなる相互理解を深め交流を促進しています。

施策の方向

- ◆ 生涯学習まつりへの参加をとおして、障がいのある人への相互理解を促進します。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
生涯学習まつりへの参加による相互理解の促進	生涯学習課	社会教育団体と障がい者団体の交流による相互理解を促進します。

(2) ボランティア活動の支援

①ボランティア活動の支援

現状と課題

- 夏休み期間中に障がい福祉施設研修を中心としたボランティアスクール*を、小学生向け、親子向け、小学生高学年から一般向けの3パターンを用意して実施しています。
- ボランティア活動への参加に関する啓発は、ホームページやメールマガジンによって、広く市民や各団体への情報発信を行っています。
- NPO法人、ボランティア団体への支援としては、ホームページやメールマガジンによる情報発信と、市民活動センターの充実による活動促進の2点を主として行っています。今後、NPO法人、ボランティア団体のより自発的・自主的な活動を促進するため、新たな支援方法を模索していく必要があります。

施策の方向

- ◆ ボランティアスクールは、引き続き市民を対象に実施していきます。実施内容については、委託先である三島市社会福祉協議会と検討し、障がいの疑似体験や障がい福祉施設研修を中心に実施していきます。
- ◆ ボランティア活動については、既存のボランティア団体などと協力して、ホームページや広報みしまなどをおして啓発していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
ボランティアスクール事業	障がい福祉課	今後の社会を担っていく学生を中心に、障がい福祉施設でのボランティアなどの体験をおして、障がいのある人や高齢者、さらには広く社会福祉全般についての意識を高めます。

ボランティアスクール：障がいのある人や高齢者が、地域で住みやすいまちとなるように助けあいのネットワークをつくるため、市民を対象に体験教室などを開催しています。

(3) 啓発活動の推進

①体験型啓発活動の推進

現状と課題

- 障害福祉サービス事業所では、施設行事に地域住民を招くとともに、地域の清掃活動への参加や廃品回収活動などをおして、地域住民とふれあう機会を設けています。しかし、障がいのある人を地域行事などに受け入れる体制が整っておらず、障がいのある人が参加しにくい状況にあります。
- 市民との交流イベントは、毎年「三島市障がい者スポーツ大会」を開催していますが、一般市民の参加者は少なく、障がいのある人とその家族のみの参加となっているのが現状です。

施策の方向

- ◆ 地域住民に対し、障がいのある人が地域の行事などに積極的に参加できる機会の増加を促進します。
- ◆ 「三島市障がい者スポーツ大会」は、引き続きホームページや広報みしまに掲載するなど、市民に広く周知を図るとともに、スポーツ団体をおして参加を呼びかけます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障がい者スポーツ大会開催事業	障がい福祉課	障がいのある人のスポーツ活動の振興を図るとともに、障がいと障がいのある人に関する市民の理解と認識を深め、その自立と社会参加の促進を図ります。

②継続的な啓発活動の推進

現状と課題

- 障害者週間関連事業については、啓発物品の配布や、展示会を開催するに留まっているため、市民と障がいのある人が交流する機会を設ける必要があります。
- 隔年で開催している「市民すこやかふれあいまつり」とおして、障がいのある人の福祉について啓発を行っています。

施策の方向

- ◆ 障害者週間関連事業は、市民の参加が少ない現状から、事業のあり方を再検討し、市民に対する啓発の機会となるようなイベントを開催していきます。障害者週間をアピールするだけでなく、障害者週間の理念の内容を啓発する活動も併せて検討していきます。
- ◆ 引き続き「市民すこやかふれあいまつり」とおして、障がいのある人の福祉についての啓発や市民との交流を図っていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障害者週間開催事業	障がい福祉課	障害者週間（毎年12月3日～9日）において、関係団体と連携して、障がいのある人の福祉について啓発・広報活動を行い、各種事業を実施していきます。
市民すこやかふれあいまつりの開催（隔年開催）	福祉総務課	市民総参加のもと、各種福祉団体による各種の催事とおして、地域の連携と社会福祉の向上を図ることを目的として開催しています。

(4) 相互交流の促進

① 自立意識の向上

現状と課題

- 障がいのある人の生きがいきづくりや社会性の向上を目的に、ふれあい教室事業や心身障がい者屋外レクリエーション事業を行っています。
- 聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記*奉仕員を派遣しています。

施策の方向

- ◆ ふれあい教室事業や心身障がい者屋外レクリエーション事業を充実し、在宅で生活する障がいのある人の生きがいきづくりや社会性の向上を図ります。
- ◆ 引き続き手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を推進します。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
ふれあい教室事業 (再掲)	障がい福祉課	障がいのある人にふれあいの場を提供し、地域との交流を深め、社会参加の支援を行うことで、生きがいきづくりと社会性の向上を図ります。
心身障がい者屋外 レクリエーション 事業	障がい福祉課	地域のなかで、障がいのある人の社会活動を支援することにより、障がいのある人と保護者の連携を深め、社会参加を促進します。
手話通訳者・要約筆記 奉仕員派遣事業	障がい福祉課	手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障がいのある人の意思伝達手段を確保します。

要約筆記：聴覚障がいのある人に対して、会議や講演会などの話の内容をリアルタイムで要約し、文字として伝えることをいいます。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記奉仕員と呼びます。

②団体及び団体間交流への支援

現状と課題

- 障がい者団体に対する支援を行い、団体の育成・強化を図っています。
- 三島市障害者福祉施設等連絡協議会において、障害福祉サービス事業所間の交流と連携、職員の研修、事業所運営の研究開発などの事業を実施しています。

施策の方向

- ◆ 引き続き当事者団体などの育成・強化を図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を進めるような活動を併せて周知していきます。
- ◆ 三島市障害者福祉施設等連絡協議会において、市内の障がい福祉施設間の交流と連携を促進していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障がい者団体の育成強化の推進	障がい福祉課	障がい者団体などの育成・強化を図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を進めるような活動を併せて周知します。
三島市障害者福祉施設等連絡協議会の充実（再掲）	障がい福祉課	障がい福祉施設間の交流と連携、職員の研修、施設運営の研究開発などの事業を充実します。

5 計画推進システム（推進体制の整備）

（1）組織・体制の整備

①活動拠点の整備

現状と課題

- 障がい者福祉を市民に周知するためには、啓発活動やボランティア活動を支援し、地域の社会福祉活動を強化するための活動拠点が必要になっています。
- 市民活動センターでは、会議室の貸し出しや情報収集・発信によって、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う人の活動を支援しています。
-

施策の方向

- ◆ 市民活動センターの施設提供によって、地域住民と関係団体などとの連携を強め、今後も地域においてともに支え合う仕組みづくりを推進していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
市民活動推進事業	地域安全課 (市民活動センター)	市民活動センターの会議室などの貸し出し、NPO法人やボランティア情報の収集・発信、市民活動支援、交流促進を推進します。

②市民参加体制の整備

現状と課題

- 「三島市障害者計画」の推進は、三島市障害者施策推進協議会を年に1～2回開催し、市民や各団体の意見を聴取するなかで検討しています。

施策の方向

- ◆ 三島市障害者施策推進協議会を定期的で開催し、継続的な障がい者施策の審議を行います。
- ◆ 障がい者施策については、市民・関係機関・団体などのネットワーク構築の場である地域自立支援協議会において協議し、三島市障害者施策推進協議会へ提言を行います。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障害者施策推進協議会の開催	障がい福祉課	市の付属機関として、各分野より25名以内の委員を委嘱し、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を審議します。
自立支援協議会事業（再掲）	障がい福祉課	障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや関係機関のネットワークの構築に向けて、定期的に協議を行います。

(2) 人材の養成

① 専門職員等の養成・確保

現状と課題

- 聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするため、市民を対象に、手話や要約筆記に関する講座を開設しています。
- 毎年「三島市発達障害療育支援専門講座」を開催し、福祉施設・保育所・幼稚園・学校などにおいて、発達障がいのある人の支援に携わる人に研修の機会を提供しています。
- 障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化、重複化が進んでいます。その一方で、発達障がいや高次脳機能障がいなど、障がいの範囲も拡大しています。このような状況を踏まえ、障がいのある人の多様化するニーズに対応できるように相談員の専門性の向上が必要となっています。

施策の方向

- ◆ 手話や要約筆記に関する講座は引き続き開催し、手話や要約筆記への関心を高め、聴覚障がいのある人への理解とコミュニケーション手段としての確立を図ります。
- ◆ 毎年「三島市発達障害療育支援専門講座」を開催し、福祉施設・保育所・幼稚園・学校などにおいて、発達障がいのある人の支援に携わる人に、引き続き研修の機会を提供していきます。
- ◆ 障がいのある人の多様化するニーズに対応できるように、可能な限り専門職員などの確保と適正配置を行っていきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
手話講習会開催事業	障がい福祉課	聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話に必要な技術を習得するための講座を開催します。
要約筆記講習会開催事業	障がい福祉課	聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、要約筆記に必要な技術を習得するための講座を開催します。
三島市発達障害療育支援専門講座の開催	子育て支援課 (療育支援室)	市内の福祉施設・保育所・幼稚園・学校などにおいて、発達障がいのある人の支援に携わる人を対象に、発達障がい療育支援に関する専門講座を開催し、発達障がいに対する知識と支援の質の向上を図るとともに、支援者によるネットワークの構築を図ります。
専門職員などの適正配置の推進・研修の充実	人事課	専門職員などを確保するために必要な人材を採用・適正配置します。また、専門性を高めるための研修を充実します。

②教職員等の研修の充実

現状と課題

- 教職員の専門研修は、平成 15 年度（2003 年度）から校務分掌に位置づけている特別支援教育コーディネーターの研修会を年 4 回開催しています。また、講師の招へいや幼稚園教諭との合同研修会を開催しています。
- 全教職員に対してスキルアップ研修会と称して「三島市発達障害療育支援専門講座」の参加を促し、多くの教職員に研修の場を提供しています。
- 巡回相談員を学校や保護者のニーズに合わせて派遣しています。要望に応じて校内研修として、発達障がいへの理解を深めています。

施策の方向

- ◆ 特別支援教育に関する幅広い研修会を開催します。特に、発達障がいに対する基礎的な知識や、一人ひとりのニーズに合わせた支援を追求していく意識を高める研修内容を実施していきます。
- ◆ 幼稚園と合同の特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、幼稚園・小学校・中学校の連携・接続を意識した特別支援教育のあり方を検討していきます。
- ◆ 保育士の質の向上を図るため、障がいのある幼児の保育ニーズにあった研修会を充実します。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
特別支援教育研修会の充実	学校教育課	特別支援教育コーディネーター研修会、巡回相談による臨床心理士の講話、三島市発達障害療育支援専門講座などとおして、専門的な知識を深めます。
保育ニーズにあった研修会の充実	子育て支援課	公立保育園独自の障がい児保育研究会主催の学習会を年 2 回開催し、講演会などとおして専門的な知識を深めます。

(3) 情報提供体制の整備

①情報提供体制の整備

現状と課題

- 障がい福祉課などの窓口で、拡大読書機やSPコード*読み取り装置を設置しています。
- 点字や音訳による広報みしまの発行が主流ですが、新たにSPコードによる読み上げなどの普及により、視覚障がいのある人への情報提供体制の整備が必要となっています。
- ホームページに音声で読み上げる機能や文字を拡大する機能を付加し、情報のバリアフリー化を図っています。

施策の方向

- ◆ 市からの各種配布物にSPコードの導入が可能か検討していきます。
- ◆ 多様化する障がい特性に応じた情報提供のあり方を検討していきます。

主な施策

施策名	担当課	施策の内容
情報のバリアフリー化の推進	障がい福祉課	市からの各種配布物にSPコードを付けるなど、多様化する障がい特性に応じた情報のバリアフリー化を推進します。
点字広報発行事業	障がい福祉課	視覚障がいのある人に市政の案内を行うことを目的に、月に1回広報みしまの点訳を行い、配布します。

SPコード：紙に掲載された情報をデジタルに変える、新開発の二次元シンボルのことです。誰もが簡単に、かつ大量の情報を紙に記録・掲載できます。専用の読取装置をあてると音声で文字情報を聴くことができます。

第5章 障害者計画の推進のために

『水と笑顔を育む協働のまち 三島』（三島市 キャッチフレーズ）

1 住民、民間事業所、地域、行政の協働

施策を効果的に展開し、さまざまな課題を解決していくためには、市民、NPO法人、事業者などとパートナーシップを結ぶとともに、幅広く市民の意見を取り入れるなど一層の協働の取り組みが必要です。第4次三島市総合計画の考え方のもとに、協働の考え方をこれまで以上に重視し、障害者計画の基本理念を踏まえ、一層互いに連携し協力していきます。

2 全庁的な推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画の実行について常に点検し、定期的に見直しを行い、「三島市障害者施策推進協議会」などにおいて、計画の進捗状況を報告するとともに、その状況について審議を定期的を実施します。

3 計画の管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画の実行について常に点検し、定期的に見直しを行い、「三島市障害者施策推進協議会」等において、計画の進捗状況を歩言う濃くするとともに、その状況について審議を定期的を実施します。

4 スマート・ウエルネス・シティ構想との連携

「スマート・ウエルネス・シティ構想」とは・・・

健康をまちづくりの中核に位置づけ、保健・医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、あらゆる分野を視野に入れた取り組みにより、市民が自然に健康で豊かになれる新しい都市モデルを構築しようとするものです。

市民が主体的に健康維持・社会参加する仕組みづくりを通じて、少子高齢社会においても持続可能な都市づくりと地域の活性化を図るとともに、市民、NPO法人、事業者と行政との協働により、市民全体に浸透する多面的な健康政策への転換を進めます。

次に掲げる3つの柱との連携に努めます

市民総参加で健康寿命を延ばす健康づくり

生涯を通じて多様な社会参加が可能なまちづくり

持続可能な健康都市づくり